

令和4年 第2回

北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会

議案集



## 目 次

議案番号	件 名
6	副広域連合長の選任について
7	令和3年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
8	令和3年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算の認定について
9	令和4年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
10	令和4年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第1号）
11	専決処分の承認について（北海道市町村総合事務組合規約の一部変更の協議について）
12	専決処分の承認について（北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更の協議について）
13	北海道後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則案



令和4年

第2回定例会

議案第6号

副広域連合長の選任について

次の者を副広域連合長に選任したいので、北海道後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定により議会の同意を求める。

令和4年11月22日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

記

片 岡 春 雄



令和4年

第2回定例会

議案第7号

令和3年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

会計管理者から令和3年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年11月22日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕



令和4年

第2回定例会

議案第8号

令和3年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算  
の認定について

会計管理者から令和3年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年11月22日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕



令和4年

第2回定例会

議案第9号

令和4年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

令和4年度北海道後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83,410千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,268,878千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月22日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 1,990,800	千円 △ 219,178	千円 1,771,622
	1 負 担 金	1,990,800	△ 219,178	1,771,622
4 繰 入 金		180,936	151,295	332,231
	1 基 金 繰 入 金	180,936	151,295	332,231
5 繰 越 金		1	151,293	151,294
	1 繰 越 金	1	151,293	151,294
歳 入 合 計		2,185,468	83,410	2,268,878

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸 支 出 金		千円 1,800,723	千円 83,410	千円 1,884,133
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金 等	1	83,410	83,411
歳 出 合 計		2,185,468	83,410	2,268,878

令和4年

第2回定例会

議案第10号

令和4年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算

(第1号)

令和4年度北海道後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,516,744千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ948,758,770千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月22日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村支出金		千円 154,777,902	千円 △ 4,078,009	千円 150,699,893
	1 市町村負担金	154,777,902	△ 4,078,009	150,699,893
4 支払基金交付金		360,434,006	△ 7,203,528	353,230,478
	1 支払基金交付金	360,434,006	△ 7,203,528	353,230,478
8 繰越金		6,551,013	31,798,281	38,349,294
	1 繰越金	6,551,013	31,798,281	38,349,294
歳入合計		928,242,026	20,516,744	948,758,770

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療費		千円 927,891,217	千円 4,610,526	千円 932,501,743
	2 保険給付費	925,976,828	4,610,526	930,587,354
3 諸支出金		343,076	15,906,218	16,249,294
	2 償還金及び 還付加算金等	90,701	15,906,218	15,996,919
歳出合計		928,242,026	20,516,744	948,758,770

令和4年

第2回定例会

議案第11号

専決処分の承認について（北海道市町村総合事務組合規約の一部変更の協議  
について）

令和4年5月31日、地方自治法第292条において準用する同法第179条第  
1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約の一部変更の協議をすることに  
ついて、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を  
求める。

令和4年11月22日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕



## 北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合同規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1上川総合振興局（30）の項中「（30）」を「（31）」に改め、「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

別表第2の9の項中「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

### 附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。



令和4年

第2回定例会

議案第12号

専決処分の承認について（北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部変更の協議について）

令和4年5月31日、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部変更の協議をすることについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年11月22日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕



## 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「上川中部福祉事務組合」を加える。

### 附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。



令和4年

第2回定例会

議案第13号

北海道後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則案  
上記の議案を提出する。

令和4年11月22日提出

北海道後期高齢者医療広域連合議会議員

北海道後期高齢者医療広域連合議会議員

北海道後期高齢者医療広域連合議会議員

北海道後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

北海道後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第83条中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

第131条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。」に改める。

第131条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を紹介する議員」を「前2項の請願を紹介する議員」に改め、同項を同条第3項

とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

この規則案を提出したのは、全国市議会議長会の標準市議会会議規則の改正により、議会等への欠席事由及び請願書に係る署名押印の見直しが行われたことに伴い、所要の規定整備を行うためであります。